

②旅行社の解除権

ア. お客様が第6項中に規定する期日までに旅行代金を支払われなときは、弊社は旅行契約を解除するものとします。このときは、本項(1)の①のAに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ.次の項目に該当する場合は、弊社は旅行契約を解除することがあります。

- お客様が弊社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき、
- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき、
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある認められたとき、
- お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき、
- お客様の人数がパンフレットに記載した最低の催行人員に満たなときは、この場合は4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかばつて33日目にあたるとき、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかばつて23日目にあたるとき、旅行中止の通知を行います。

f.スキを目的とする旅行における降参量の不足により、弊社があらかじめ明示した旅行参加条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大いときは、旅行中止、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の弊社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大いとき、

h.上記の①～例として、日程に含まれる地域について、外務省が「渡航の是非を検討していただきたい」以上の危険情報が出たとき、(但し十分に安全措置を講ずることが可能な場合には)旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1)の①のEに照らします。

ウ.弊社は本項(1)の②のAにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。また本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後の解除

①お客様の解除の申し戻し

ア. お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ.旅行開始後であっても、お客様の責に帰せない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

ウ.本項(2)の①の場合において、弊社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領する①のごでできなかった部分に係る全額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が弊社のものに帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

②当社の解除の申し戻し

ア.旅行開始後であっても、一部のことに掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき、

b.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員など他の者による弊社の指示への違背、これらの者又は他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき、

c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の弊社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となるとき、

d.上記の①～例として、日程に含まれる地域について、外務省が「渡航の是非を検討していただきたい」以上の危険情報が出た場合において、旅行の継続が不可能になったとき、

イ.解除の効果及び払い戻し

ウ.本項(2)の②のAに記した事由が弊社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したときにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払われなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とし、この場合、弊社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けられない旅行サービスに係る部分の費用が弊社が当該旅行サービス提供を行う支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

ウ.本項(2)の②のAa. c. d.に記した事由が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様の自己負担で出発地に発生した必要な手数料を払い戻します。

ウ.弊社は本項(2)の②のAの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、弊社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってその目的を滅失する、すなわちお客様既に提供を受け旅行サービスに関する弊社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

16.旅行代金の払い戻しの時期

(1) 弊社は、第1項中の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合又は「第15項の規定によりお客様もしくは弊社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき全額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該全額を払い戻します。

(2) 本項(1)の規定は、第19項(弊社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定することにより、お客様又は弊社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17.弊社の指示

ウ.お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加中として行動していただくときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための弊社の指示に従っていただきます。

18.添乗員

- 添乗員は同行いたしません。
- 旅行先における現地係員(アドバイザーなど)が旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務及びその他弊社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。
- 現地ににおける弊社の連絡先を「最終旅行行程表」に明示いたします。

19.弊社の責任

(1) 弊社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、弊社又は弊社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日翌日から起算して2年以内に弊社に対して通知があった場合に限りです。

(2) お客様が次に示例するような事由により、損害を被られた場合におきましては、弊社は原則として本項(1)の責任を負いません。

- 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- 運送・宿泊機関などの事故、火災により発生する損害
- 運送・宿泊機関などのサービスの提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- 自由行動中の事故
- 食中毒
- 盗難
- 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3) 引当金として生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日翌日から起算して21日以内に弊社に申し出て申し出られた場合に限り、賠償を行います。ただし、損害額が如何にかかわらず弊社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(弊社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

20.特別補償

- 弊社は前項(1)の弊社の責任が生じるかを問わず、弊社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害については死亡補償金(2500万円)・後遺障害補償金(2500万円)を上限)・入院見舞金(4万円)・40万円)及び通院見舞金(2万円)～10万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行に参加しお客1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
- 本項(1)にかかわらず、弊社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われな日については、その旨パンフレットに明示したことに限り、当該募集型企画旅行参加中はいたしません。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病などのため、募集型企画旅行に参加した場合は、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー・搭乗、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、クワッドコプター機など)搭乗、ジェットプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、弊社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

- 弊社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、旅券、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機能付カードを含みます。)、各種クレジットカード、これらに準ずるもの、コンピュータなどの弊社約款に定められている補償対象外物品については、損害賠償金を支払いません。
- 弊社は前項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であって、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21.お客様の責任

- お客様が故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が弊社約款の規定を遵守しないことにより弊社が損害を受けた場合は、弊社はお客様から損害の賠償を受け取ります。
- お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、弊社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスを提供されたとき、当該旅行サービス提供機関又はお申込み先に申し出なければなりません。
- お客様は、旅行中のお客様が、疾病、傷害などにより保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが弊社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該保護に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を弊社が指定する期日までに弊社の指定する方法で支払わなければなりません。

22.オプションツアー又は情報提供

- 弊社は募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して弊社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「弊社オプションツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、弊社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。弊社オプションツアーは、パンフレットなど「企画書・弊社」に明示します。
- 弊社オプションツアーの進行事業者が弊社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示したお客様は、弊社は、当該オプションツアーに参加中に発生した第20項(特別補償)に規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。(但し、当該オプションツアーのご利用日ごとの募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)また、当該オプションツアーの進行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該進行事業者の定め及び現地法人に譲ります。
- 弊社は、パンフレットなどで「単なる情報提供として」可能スポーツなどを記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツなどに参加中にお客様に発生した損害に対しては、弊社は第20項の特別補償規程は適用します。(但し、当該オプションツアーのご利用日ごとの募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)が、それ以外の責任を負いません。

23.旅程保証

- 弊社とは、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②③で規定する変更を除きます。)、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にのお客様に支払います。ただし、当該変更によって第19項(1)の規定に基づき発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- 次に掲げる事由による変更の場合は、弊社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋などの該設備の不足が発生したときによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア.旅行日程に支障をもたらす悪天災、天災地変、イ.戦乱、ウ.暴動、エ.官公署の命令、オ.欠航、不通、休業などの運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、f.遅延、運送スケジュールの変更など当初の旅行計画に生じる一時的なサービスの提供、キ.旅行参加者の生命又は身体上の安全確保のため必要な措置
- 第15項の規定に基づき旅行サービスが提供されないときは当該変更した部分に係る変更の場合、弊社は変更補償金を支払います。
- パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、弊社は変更補償金を支払いません。
- 本項(1)の規定にかかわらず、弊社がひとりの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとりの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、弊社は変更補償金を支払いません。
- 弊社はお客様の同意を得た金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと対応の物品サービス提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金額＝1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金

弊社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
①パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)、その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレット又は確定書面に記載した運輸機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
④パンフレット又は確定書面に記載した運輸機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地または空港又は旅行終了した空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間に変更が生じたときは、それと変更として1件として取り扱います。

注2:①に掲げる変更については、①～⑧の比率を適用せず、①の比率を適用します。

注3:1件には、運送機関の場合1乗車船あたり、宿泊機関の場合1泊につき、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4:①⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5:③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6:④運送機関の会社名の変更、⑤宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものもいいます。

注7:④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものの変更を伴う場合には適用しません。

24.通信契約

弊社は、弊社が発行するカード又は弊社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会員(以下「会員」といいます。))【お会員の署名なくして旅行代金や取消料などの支払い(を受け)ること(以下「通信契約」といいます。))を条件に旅行先のお申込みを受けられる場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

(受託旅行業者による当該契約ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

(1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び弊社が旅行契約に基づく旅行代金などの支払い又は払戻し業務を履行すべき日とします。

(2)申込みと照し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」などを弊社に通知していただきます。

(3)通信契約による旅行契約は、弊社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、弊社がその通知を受けた時に成立し、弊社がe-mailなどの電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(4)弊社には提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第15項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金の「利用日」は「契約成立日」(ただし、契約成立日より旅行開始日の前日より起算してさかばつて22日目にあたるときは前日)の場合、「22日目にあたるときは前日」に起算してさかばつて22日目にあたるときは翌営業日)とします。

(5)契約解除の申し出があった場合、弊社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出があった日の翌日から起算して7日以内(滅後又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をお手利用日としてお支払い戻します。

(6)与信などの理由により会員をお手利用日としてお支払いができない場合、弊社としては通信契約を解除し、第15項(1)の①のAの取消料と同額の違約料を支払います。ただし、弊社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

25.海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に「海外危険情報に関する書面」をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

26.保険衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」<https://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

27.海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の発生、加害者の損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で全額分の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込み店の販売員にお問い合わせください。

28.個人情報の取扱い

- 弊社は、旅行中目的地の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様の連絡のために利用させていただく(お客様がお申込みいただいた旅行における旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、弊社②、弊社ら及び弊社の提携する企業・グループ会社やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供実績資料の作成、にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。)
- 弊社は、弊社が保有するお客様個人データの氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様の連絡に必要と認められる最小限の範囲のものについて、弊社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様の個人情報への取扱い、個人情報などのご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。

29.旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準は旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。この旅行条件を2025年5月1日基準としていいます。又、旅行代金は2025年5月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

30.ご注意事項

- 旅行代金を銀行振込によりお支払いの場合は、金融機関の発行する受領書をもって領収書に代えさせていただきます。
- 学校・研修団体より、特別な書類(外国人身体検査記録簿、健康診断書の審査証など)を必要とする場合があります。詳しくはお申込み店にお問合せください。
- 研修地において「宿泊・後泊が必要な場合は、別途申し添います。ご希望により手配できない場合は、お客様のうちのお早めにお申込みください。この期間の滞在費・取扱料金は、お客様の自己負担となります。
- 滞在先住所・現地電話番号は、出発前までにお知らせいたしますが、部屋番号・同室の者の前名などは、現地到着後、ツアーマンに申し添えます。
- 学校・滞在先の都合により、一度決定された滞在先が、現地到着前もしくは到着後に変更になる場合があります。
- 各国の祭日祭日は休校となります。
- 各国の祭日祭日、各学校の定める休校日には、留学生宿舎・ゲストハウスなどの食堂・喫茶店などの閉鎖となる、ご利用できない場合があります。
- 滞在先でのイベント・メーキング・自らの部屋の整理整頓・掃除・洗濯などは、お客様ご自身で行っていただくことになります。
- 中国、アジア諸国では、欧米とは「NO SMOKING」の習慣が普及していませんが、学校および滞在先の建物内を含め、場所および「NO SMOKING 禁煙」を喫うところがあります。喫煙者の方は、喫煙場所を確保し、許可を得てから煙草を喫うようしてください。
- 授業には必ず出席してください。研修中、無断であるいは正当な理由無く授業を欠席した学校・滞在先の規則やルールに反する行為をしたために学校・滞在先から研修・滞在先の継続を拒否された場合、直ちに帰国に切り替えます。滞在先期間の研修費、滞在費の払い戻しはできません。また、帰国のための航空運賃等、新たに生じる一切の費用はお客様自身の自己負担となります。
- 学校の先生は、学校が認めた非常勤講師や大学院生などの学生がその任にあたる場合もあります。
- 研修中に緊急事態が発生した場合や、やむを得る理由により帰国する必要がある場合には、必ず、学校に連絡ください。
- 語学研修のために取得した査証では数分(アルファ)を含むはできません。
- 貴重品については、お客様自身で責任をもって管理してください。セーフティボックスに預けるか、スーツケースに入れ、鍵を掛けることをご勧めします。

31.その他

- お客様の個人的な案内・買物などを現地係員(アドバイザーなど)に依頼された場合にはそれに伴う経費、お客様の回収、疾病などの発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物返却に伴う諸費用、別行動期間に要した諸費用が生じたときは、その費用はお客様に負担いたします。
- お客様の「便宜をはかるため土産物店などのご案内があります。が、お買い物の際に限らず、お客様の責任で購入していただきます。弊社では、商品の交換や返品のなどのお手配はいたしかねます。免税戻戻金がある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続又は、土産店・空港などでご確認のうえ、お客様ご自分で行ってください。ワシントン条約や国際法などにより日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- 弊社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 弊社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する責任を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット表紙下に記載している発着空港発出(集合)から、当該空港に帰着(解散)するまでと定めます。海外発着のものについては、日程表などのご案内に海外での集合場所にて集合してから、海外での解散場所まで解散するものと定めます。
- 日本国内の空港から、本項(4)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限り①の部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- 弊社の募集型企画旅行に参加したくなくして、航空会社等のフリーゲートサービスを受けられる場合があります。同サービスに関わるお問合せ、登録などはお客様ご自身で当該航空会社へ行なうていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項(1)の第23項(1)の責任を負います。
- 弊社所定の申込み書に「お客様のローマ字氏名を記入する際」には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りに記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行・入国・搭乗に支障をきたす可能性があります。この場合、弊社は訂正に要する手数料として、11,000円(消費税込)及び訂正に関わる費用をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除した場合はあります。この場合には第15項の弊社所定の取消料をいただきます。(2025.5.1)

より安心してご旅行いただくために、ご旅行中の病気や事故・盗難などに備えて、海外旅行保険に必ずご加入されることをおすすめします。

弊社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員となっております。弊社旅行契約を締結したお客様が、同協会から弁済を受けられたことになった場合、まず法定の弁済業務保証金制度により弁済を受け、不足する場合はボンド保証金制度により一定の限度額(弊社が預託している保証金等の額)に達するまで弁済を受けることができます。